

経済同友会「政治・行政委員会」との意見交換

参考資料

2023年3月29日

塩崎 恭久

「失われた30年」における2つの失敗

資本： イノベーション政策の失敗(大学改革、DX、GX等)

- ➡資本ストックへの投資不足、潜在成長力低迷、国際競争力低下
- ➡賃金、為替の低迷

労働： 人口政策の失敗(少子化対策およびグローバル人材活用)

- ➡全業種での人手不足、能力人材の不足、との認識が重要
- ➡労働力不足による成長、税収等の低迷



労働市場の深刻な問題⇒労働市場に責任を持つ厚労省の中心課題

日本以外は世界に開かれた労働市場

各国の人口動態の変化率

日本

米国

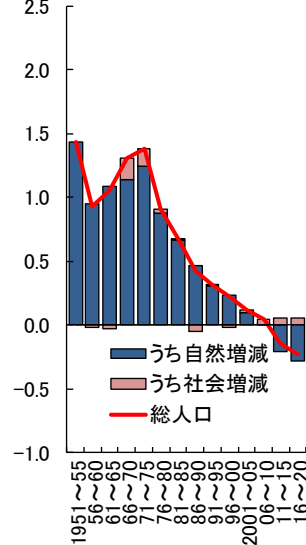
ドイツ

英国

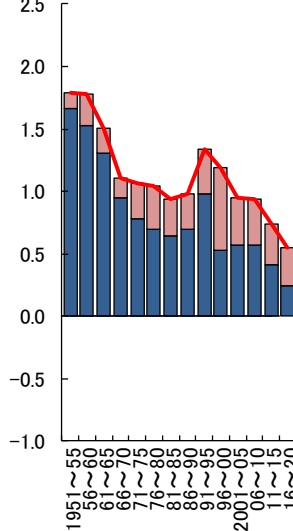
豪州

ニュージーランド

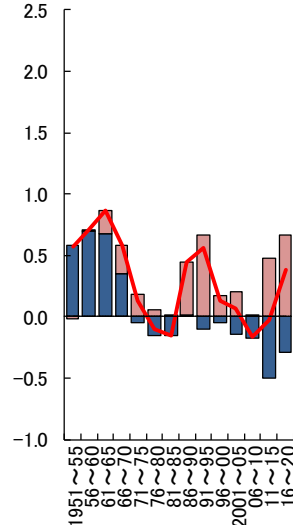
(前年比、5年平均、%)



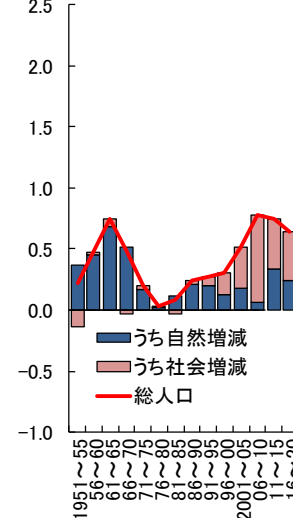
(前年比、5年平均、%)



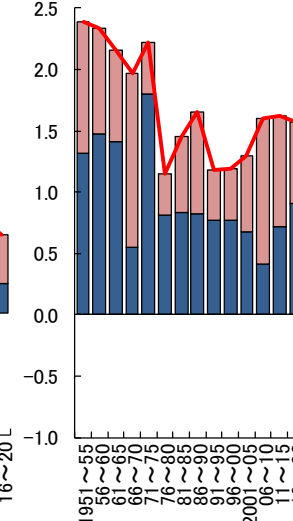
(前年比、5年平均、%)



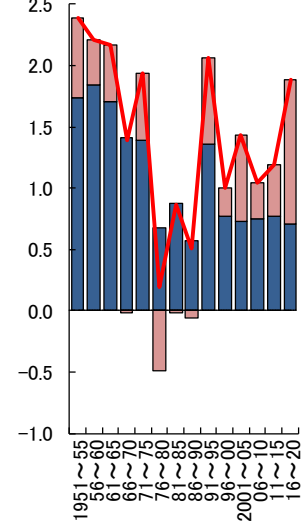
(前年比、5年平均、%)



(前年比、5年平均、%)



(前年比、5年平均、%)



(出所) 総務省、世界銀行等

実質経済成長率2%の達成には、生産性改善と働く人の増加が不可欠

	日本				英国	米国
	実績 1990～ 2021年	シミュレーション（2022～2040年）				
		就業者数減少 トレンド継続 シナリオ	女性、高齢者 就業促進 シナリオ	労働生産性 上昇率横ばい シナリオ		
実質経済成長率 （年平均）	0.9%	2.0% （目標）			1.8%	2.4%
労働生産性上昇率	0.6%	2.9%	2.3%	0.6%	1.2%	1.5%
就業者数増加率	0.3%	▲0.9%	▲0.3%	1.4%	0.6%	0.8%

就業者数増減数 （百万人）	+6	▲11	▲4	+20	+6	+35
「就業者数減少トレンド 継続シナリオ」との差分 （百万人）	—	—	+7	+31	—	—

<注釈>

- ・ 就業者数減少トレンド継続シナリオ：各年齢・各性別の労働力率が、2021年の水準のまま横ばいで推移すると仮定。
- ・ 女性、高齢者就業促進シナリオ：①30～59歳の女性労働力率が、2040年までに概ね2010年時点のスウェーデン並みの水準まで上昇すること、
②高齢者の労働力率が、2040年までに、60～64歳について55～59歳と同じ水準まで上昇し、65歳以上についてもそれに見合って上昇すること、③失業率が2025年までに1%程度改善することを仮定。
- ・ 労働生産性上昇率横ばいシナリオ：労働生産性が過去（1990～2021年）平均並みで推移すると仮定。

（出所）内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査」、国立社会保障・人口問題研究所、OECD等

成長への条件

- 日本経済の活力を高めるには、多様なグローバル人材を結集し、最大限能力を発揮できる環境が不可欠。
- 「優秀な政府」と「優秀な民間」との連携。
- 成長分野へのスピーディな「投資」と「人材移動」が必要。
- 官民とも「年功序列型賃金・職能給」から「ジョブ型雇用・職務給」へ大きく転換の要。
 - ➡ 「出入り自由な公務員制度」へ大改革。

「労働施策総合推進法」 (2018年施行 安倍内閣働き方改革の理念法)

(基本的理念)

第三条

(略)

2 労働者は、職務の内容及び職務に必要な能力、経験その他の職務遂行上必要な事項(以下この項において「能力等」という。)の内容が明らかにされ、並びにこれらに即した評価方法により能力等を公正に評価され、当該評価に基づく処遇を受けることその他の適切な処遇を確保するための措置が効果的に実施されることにより、その職業の安定が図られるように配慮されるものとする。

ニューヨーク証券取引所における岸田内閣総理大臣スピーチ(2022年9月22日)

(略)

そして、今、再び日本で変革が起き始めている。私は、我々が直面する様々な社会課題を成長のエンジンへと転換することを提案している。そして、成長の果実を分配し、更なる成長へとつなげていく。こうした挑戦に向け、予算、税制、規制改革といったあらゆる政策を総動員する。

(中略)

日本の五つの優先課題を紹介する。

第1に、「人への投資」だ。

デジタル化・グリーン化は経済を大きく変えた。これから、大きな付加価値を生み出す源泉となるのは、有形資産ではなく無形資産。中でも、人的資本だ。だから、人的資本を重視する社会を作り上げていく。

まずは労働市場の改革。日本の経済界とも協力し、メンバーシップに基づく年功的な職能給の仕組みを、個々の企業の実情に応じて、ジョブ型の職務給中心の日本に合ったシステムに見直す。これにより労働移動を円滑化し、高い賃金を払えば、高いスキルの人材が集まり、その結果、労働生産性が上がり、更に高い賃金を払うことができるというサイクルを生み出していく。そのために、労働移動を促しながら、就業者のデジタル分野などでのリスキリング支援を大幅に強化する。

第2は、イノベーションへの投資だ。

第3は、GX(グリーン・トランスフォーメーション)への投資だ。

第4に、資産所得倍増プランだ。

第5に、世界と共に成長する国づくりだ。

能力実績主義を初めて規定した国家公務員法(2007年6月改正)

(人事管理の原則)

第二十七条の二 職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次、合格した採用試験の種類及び第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者であるか否か又は同号に規定する課程対象者であつたか否かにとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。

(参考:「メリットシステム」の根拠条文は残存)

第三十三条 職員の任用は、その者の受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて、これを行う。

「国家公務員制度改革基本法」 （2008年6月17日公布）

（基本理念）

第二条 国家公務員制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 議院内閣制の下、国家公務員がその役割を適切に果たすこと。
- 二 多様な能力及び経験を持つ人材を登用し、及び育成すること。
- 三 官民の人材交流を推進するとともに、官民の人材の流動性を高めること。
- 四 国際社会の中で国益を全うし得る高い能力を有する人材を確保し、及び育成すること。
- 五 国民全体の奉仕者としての職業倫理を確立するとともに、能力及び実績に基づく適正な評価を行うこと。
- 六 能力及び実績に応じた処遇を徹底するとともに、仕事と生活の調和を図ることが出来る環境を整備し、及び男女共同参画社会の形成に資すること。
- 七 政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に説明する責任を負う体制を確立すること。

公務員制度改革

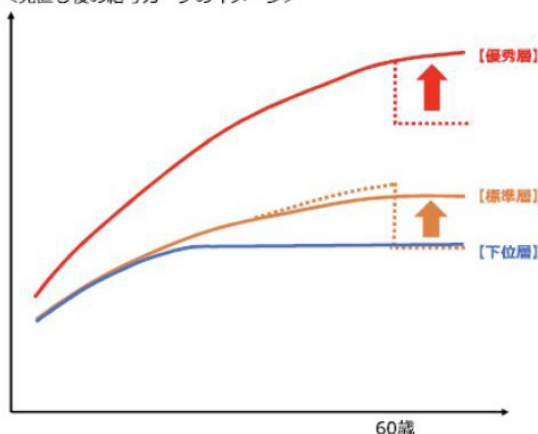
令和2年2月28日
人事院

今後の国家公務員給与の在り方

60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、民間企業における定年制や高齢雇従業員員の給与の状況等を踏まえた60歳超職員の給与水準の見直しに加え、60歳前の給与カーブも含めた給与カーブの在り方等について検討。

具体的には、公務における人員構成の変化及び各府省における人事管理の状況等を踏まえながら、①昇任・昇格の基準の見直し、②昇給の基準の見直し、③俸給表に定める俸給月額の見直しなどの手法を組み合わせることによって、能力・実績によるメリハリをつけつつ、個々人の60歳前後での給与を連続的なものとするよう検討。

<見直し後の給与カーブのイメージ>



見直しのスケジュールイメージ

施行（令和4年）

完成（令和12年）

(定年年齢)	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
人事評価の適正化 〔人事評価法〕					
昇任・昇格の基準の見直し 〔人事院規則〕					
昇給の基準の見直し 〔給与法〕					
俸給表に定める俸給月額の見直し 〔給与法〕					

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年6月11日公布）

附則 第16条

（略）

2 政府は、国家公務員の給与水準が旧国家公務員法第八十一条の二第二項、第四条の規定による改正前の検察庁法第二十二条又は旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年の前後で連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院においてこの法律の公布後速やかに行われる昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表に定める俸給月額その他の事項についての検討の状況を踏まえ、令和十三年三月三十一日までに所要の措置を順次講ずるものとする。

3 政府は、前項の人事院における検討のためには、職員の能力及び実績を職員の処遇に的確に反映するための人事評価の改善が重要であることに鑑み、この法律の公布後速やかに、人事評価の結果を表示する記号の段階その他の人事評価に関し必要な事項について検討を行い、施行日までに、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

THE 世界大学ランキング 2023

(世界)

順位	大学名	国
1	オックスフォード大学	英国
2	ハーバード大学	米国
3	ケンブリッジ大学	英国
3	スタンフォード大学	米国
5	マサチューセッツ工科大学	米国
6	カリフォルニア工科大学	米国
7	プリンストン大学	英国
8	カリフォルニア大学バークレー校	米国
9	イェール大学	米国
10	インペリアル・カレッジ・ロンドン	英国
11	コロンビア大学	米国
11	スイス連邦工科大学チューリッヒ校	スイス
13	シカゴ大学	米国
14	ペンシルバニア大学	米国
15	ジョンズホプキンス大学	米国
16	清華大学	中国
17	北京大学	中国
18	トロント大学	カナダ
19	シンガポール国立大学	シンガポール
20	コーネル大学	米港

(アジア・太平洋州)

2022年10月22日公開

順位	大学名	国
16	清華大学	中国
17	北京大学	中国
19	シンガポール国立大学	シンガポール
31	香港大学	香港
34	メルボルン大学	オーストラリア
36	南洋理工大學	シンガポール
39	東京大学	日本
44	モナシュ大学	オーストラリア
45	香港中文大学	香港
51	復旦大学	中国
52	上海交通大学	中国
53	クイーンズランド大学	オーストラリア
54	シドニー大学	オーストラリア
56	ソウル大学	韓国
58	香港科技大学	香港
62	オーストラリア国立大学	オーストラリア
67	浙江大學	中国
68	京都大学	日本
71	ニューサウスウェールズ大学	オーストラリア
74	中国科学技術大学	中国
78	延世大学校ソウル校	韓国
79	香港理工大學	香港
88	アデレード大学	オーストラリア
91	韓国科学技術院 (KAIST)	韓国
95	南京大学	中国
99	香港城市大学	香港

出典: イギリス高等教育専門誌「Times Higher Education (THE)」発表「The Times Higher Education World University Rankings 2023 (THE世界大学ランキング)」より

100位未満アジア・太平洋州国 : 中国 7校、オーストラリア 7校、香港 5校、韓国 3校、日本 2校、シンガポール 2校

主な大学合格者数推移(海外)

開成高校からの海外大学進学状況

開成中学校・高等学校作成資料

2013 (平成 25 年)	合格者
Haverford College	1
University of California, Davis	1
University of California, Irvine	1
University of California, Santa Barbara	1
University of California, Santa Cruz	1
University of Illinois at Urbana-Champaign	1
University of Michigan	1
Yale University	1
Yale-NUS College	1
合 計	9

2014 (平成 26 年)	合格者
Harvard University	1
Princeton University	1
Wesleyan University	1
Yale University	1
Yale-NUS College	1
合 計	5

2015 (平成 27)	合格者
Boston University	1
Bucknell University	1
U.C.L.A	1
Harvard University	1
Wesleyan University	1
Yale University	1
University of California, Irvine	1
Carleton College	1
Colorado College	1
Macalester College	1
William & Mary	1
Hamilton College	1
Grinnell College	1
Pitzer College	1
Babson College	1
北京大学	1
合 計	16

2016 (平成 28)	合格者
Bowdoin College	1
Colby College	1
Grinnell College	1
McGill	1
Toronto University	1
University of California, Irvine	1
University of California, San Diego	1
合 計	7

2017 (平成 29)	合格者
Bowdoin College	1
Carleton College	2
Columbia University	1
Cornell University	1
Grinnell College	1
Harvard University	1
Middlebury College	1
Montana State University	1
Pomona College	1
Princeton University	3
Swarthmore College	1
U.C.Berkeley	1
U.C.L.A	1
University of Chicago	2
University of Toronto	1
Williams College	1
Yale University	1
Yale-NUS College	1
合 計	22

2018 (平成 30)	合格者
Carleton College	1
Dean College	1
Grinnell College	1
Haverford College	1
Middlebury College	2
U.C.L.A	1
University of Pecs Faculty of Medicine	1
Wesleyan University	1
Yale University	1
合 計	10

2019 (令和元)	合格者
Cornell University	1
Diablo Valley College	1
Grinnell College	1
Harvey Mudd College	1
Kalamazoo College	1
Minerva School at KGI	1
New York University	1
University College of London	1
University of Pennsylvania	1
University of Toronto	2
Wesleyan University	1
Yale-NUS College	1
合 計	13

2020 (令和 2)	合格者
Boston University	1
Brown University	1
Case Western University	1
Georgetown University	1
Georgia Tech	1
Grinnell College	2
King's College London	1
Middlebury College	1
Minerva University	1
Northwestern University	1
Pomona College	1
University College of London	1
U.C.Berkeley	3
University of California, Davis	1
University of California, Irvine	1
U.C.L.A	1
University of California, Santa Barbara	1
University of Cambridge	1
University of Illinois Urbana Champaign	3
University of Michigan	1
University of Minnesota Twin Cities	1
University of Pennsylvania	1
University of Toronto	2
University of Warwick	2
University of Wisconsin	1
Whitman College	1
Williams College	1
Yale University	2
合 計	36

2021 (令和 3)	合格者
Bates College	1
Bennington College	1
Birmingham-Southern College	1
College of Wooster	1
Connecticut College	1
Georgia Tech	1
Harvey Mudd	1
Hobart and Williams Smith College	1
Middlebury College	1
Rollins College	1
Swarthmore College	1
U.C.Berkeley	2
University of California, Davis	2
University of California, Irvine	1
U.C.L.A	2
University of California, San Diego	1
University of Michigan Ann-Harbor	1
University of Minnesota Twin Cities	1
University of San Francisco	1
University of Toronto	2
University of Washington	1
Wesleyan University	1
Hult International Business School	1
University of St. Andrews	1
合 計	28

【抜粋】「骨太の方針2019」(6月21日閣議決定) 「国立大学法人改革」関連記述

④ 文教・科学技術 (基本的考え方)

(略)

イノベーション創出の中核としての国立大学法人については、指定国立大学が先導して、世界の先進大学並みの独立した、个性的かつ戦略的大学経営を可能とする大胆な改革を可及的速やかに断行する。そのため、より高い教育・研究に向けた自由かつ公正な競争を担保するため、国は国立大学との自律的契約関係を再定義し、真の自律的経営に相応しい法的枠組みの再検討を行う。その際、現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」に関し、廃止を含め抜本的な簡素化を図り、教育・研究の成果について、中長期的努力の成果を含め厳正かつ客観的な評価に転換する。また国は、各大学が学長、学部長等を必要な資質能力に関する客観基準により、法律に則り意向投票によることなく選考の上、自らの裁量による経営を可能とするため、授業料、学生定員等の弾力化等、新たな自主財源確保を可能とするなどの各種制度整備を早急に行う。また各大学は、グローバル人材を糾合できる世界標準の能力・業績評価制度とそれに基づく柔軟な報酬体系を早期に確立させる。あわせて、現代の世界において英語が共通言語化されている状況を踏まえ、真に世界に伍していける大学実現に向け、日常的な英語による教育研究の早期実現を目指す。

(略)

「学校法人改革」関連記述 【抜粋】「骨太の方針」

「骨太の方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)

③ EBPMをはじめとする行政改革の推進

(略)

また、新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のため、速やかに検討を行う。

(略)

「骨太の方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

4. デジタル化等に対応する文教・科学技術の改革

(略)

手厚い税制優遇を受ける公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革につき、年内に結論を得、法制化を行う。

(略)